

# 国民的民主制と指導者民主制

——ウェーバーの政治への基礎視點——  
(一)

雀  
部  
幸  
隆

国民的民主制と指導者民主制(一)(雀部)

## 目次

- 一 政治の要諦三則
- 二 現代政治の必須の条件としての民主制
- 三 国民的民主制
- 四 大衆民主主義の問題情況(以上本号)
- 五 民主制の古典的問題情況(以下次号)
- 六 指導者民主制
- 七 議會絶対主義への批判の視點

筆者は最近発表した本誌掲載のものをも含む五編の論文で、ウエーバーが政治の要諦と見なしたと考えられる諸論点を様々な角度から検討してきた。いまそれらを総括しながら、ウエーバーの政治への基礎視点をさらに全体として明らかにしようと思う。

\* 「ウエーバーにおける国家理性の理念」（本誌第一七〇号、一九九七年九月）、「ウエーバーの国家Ⅱ『アンシユタルト』論」と『民主主義』イデオロギー批判」（本誌第一七一号、一九九七年二月号）、「ウエーバーの君主制論」（本誌第一七二号、一九九八年三月号）、「ウエーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期のかれの講和綱領を中心に——」（椋山女学園大学人間関係学部一〇周年記念論文集『人間の探究』、一九九八年三月）、「ウエーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期におけるかれの戦争目的論を中心に——」（椋山女学園大学研究論集第二九号社会科学篇、一九九八年三月）。なお最後の二編はもともと一本のものが、紙幅の都合で便宜上二つに分けたものである。

## 一 政治の要諦三則

さて、ウエーバーが「政治の要諦」と見なしたと考えられるものは、つぎの三つである。①「国益」第一、②その追求を最大限可能にする「国家の統治可能性」（die Regierbarkeit des Staates）の重視、③両者の最大最適追求のための基礎的条件たる「歴史的Ⅱ地政学的諸条件」の冷静な考量。その他の事柄は、「民主主義」や「議会主義」の問題をも含めて、ウエーバーにおいてはすべて従属的で二次的な事柄と見なされる。この点はいずれも右に挙げた拙論五編でウエーバーの関連文章を詳しく引きながら論証したところだが、再確認のため、改めてここにそれぞれ対

応するウェーバーの文章を簡単に引用しておくこととしよう。

① 「国益」第一の視点

ウェーバーにおいて最も重要なこの視点を表す第一の文章は、ドイツの国民諸階層と諸政党との「政治的成熟」を一八九〇年ビスマルク退陣後のドイツの喫緊の課題としたかれのフライブルク大学教授就任講演の以下の文章である。

「われわれは、かれらが国民の永続的な経済的政治的権力利害が他の一切の考慮に優先するという命題をどれほど心得ており、どこまでその命題を実行に移せるかを問題にすることによって、かれらの政治的成熟の度合を測るのである。」(MWG I/4, 2Halbb., S.565. みず書房版『政治論集』五五ページ。なお、ウェーバーの文章の翻訳はかならずしも既存の邦訳に従っていない。以下同じ。また文中の強調は断りのないかぎりウェーバーのものである。)

この観点は、いわゆる病氣その他の諸事情による中断のあと、内外の現実政治の諸問題に関して積極的な発言を再開した後期ウェーバーの政治評論を貫くものでもある。たとえば一九一八年五月の「新秩序ドイツの議会と政府」の「序文」冒頭にはつぎのようにある。

「以下の所論は、ドイツ国民の歴史的課題を基本的に国家形態のあらゆる問題に優先させようとしないう人々、もしくはその課題についての見解を根本的に異にする人を説得しようとするものではない。」(MWG I/5, S.432. 同上三三三ページ)

さらに決定的には、一九一八年末—一九一九年初の「ドイツ将来の国家形態」にはつぎのように述べられている。

「国民の利益と課題とは、われわれのあらゆる感情に一切(urnhoeh)優先する。同様にまたそれはおよそ政治形態に関するあらゆる問題に一切(urnhoeh)優先する。」(MWG I/16, S.99f. 同上四九五ページ)

「国民の永続的な経済的・政治的権力利害」といい、「ドイツ国民の歴史的課題」といい、「われわれのあらゆる感情に *tunmhoch* に優先」する「国民の利益と課題」といい、すべて古くからの日本語では「国益」と言い表される。また「国益」の追求が対外的にも対内的にも「権力」による裏付けなしに不可能なことも、改めて指摘するまでもない。

## ② 「国家の統治可能性」の重視

国家の統治力が失われたり、弱化したたりしたのでは、国益の追求も何もあったものではない。それどころか、国家の統治力の喪失ないし衰退は「恣意放縦の支配」をもたらし、「テロルの横行」を呼び起こす。そのことによつてまた国家の統治力の弱化は、「市民」の「自由と平等」どころか、国民の途方もない「不平等と不自由」とを招来する。これは、エルンスト・ルドルフ・フーバーのいうように、「ワイマル期に様々な形をとつた争乱をつうじて人々の経験した」ことであつた」(E.R.Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd.6, Kohlhammer, 1981, S.33; 以下このシリーズは例によつて *DVIG* と略称し、巻数は数字のみ末尾に附すこととする)。それはまた今日、冷戦終焉・旧ソ連東欧圏崩壊後の混迷を極める世界各地で、報道を通じて日々われわれの見聞するところでもある。

フーバー自身は「国家の統治可能性」を直接それとして問題にしたことはない。逆にいえば、それほどそれは、かれにとつては——いや、かればかりでなくオットー・ヒンツェやフリードリヒ・マイネッケ、ゲオルク・イエリナクなど、かれの同時代の国家学者や国制史家、政治史家にとつても——政治を語るさいの自明の大前提であつた。*Die Regierungsbearbeitung des Staates* が深刻な問題として強く意識されるようになるのは、ワイマル期の諸政党ないし諸政党連合の政権担当能力の欠如、共和国議会の多数派形成能力の欠如(それを決定的な一因とするナチス独裁の成立)を経験した上記フーバーやゲルハルト・リッターらにいたつてのことである。

とはいえウェーバーもまた実質的には、ビスマルク退陣後のドイツ帝国の有能な「政治」指導者不在の状況(ドイツは有能な「官僚」には事欠かない)、さらには第一次大戦におけるドイツの敗戦・革命による第二帝制崩壊の状況のもとで、当初は「立憲制的君主制」から「議会制的君主制」への推転、のちには「国民投票的大統領制と代表制的議会制との並存」に立脚する「国民投票的≠代表制的統治」(WuG, 5. Aufl., S. 173. 世良訳『支配の諸類型』一九六ページ)への移行を内容とするドイツ内政改革案を提案するにあたり、新生ドイツ・ライヒの「統治可能性」をいかにして保障するかに心を砕いたのであった。

ウェーバーの国家Ⅱ「アンシュタルト」論や、その自然法的民主主義・直接民主主義への厳しい批判的スタンスは、すでに指摘したように(本誌第一七二号七八ページ、同一七二号二五ページ)、「国益」とともに「国家の Regierbarkeit」を最優先して考えるかれのこの政治への基礎視点を顧慮せずには、その意義を十分捉えることができまいだろう。やがて見るように、かれの「指導者民主制」論もまさにその視点からなされたものであった。

### ③ 「歴史的Ⅱ地政学的諸条件」の冷静な考量

その考量は、対外政策の立案にあたっても国家形態や統治形態の選択にあたっても、当然要請される事柄である。対外政治の分野におけるウェーバーの「地政学的」認識に関しては、ここではかれが第一次大戦中に「ドイツの対外的利害」を制約する「純然たる地理的条件」に人々の注意を促した「ヨーロッパ列強の間のドイツ」(一九二六年六月)のつぎの一節を挙げるにとどめよう(MWG I/15, S. 163. 『政治論集』一七八ページ以下)。

「わが国の対外的利害は純然たる地理的条件によって決定されている。わが国は権力国家である。どんな権力国家にとつても、他の権力国家の隣接は自国の政治的決定の妨げとなる。……ところがドイツだけが大陸の三大強国……と国境を接し、そのうえさらに最大の海軍国と海ひとつ隔てて隣合わせの位置にある。……世界広しといえども、

こんな情況に置かれた国はほかにはない。云々」

ウェーバーはドイツの国家形態の問題に関しては最後まで「世襲君主制」の維持にこだわった。その理由もまた——上の認識とかかわるものだが——ドイツの置かれた「歴史的に地政学的諸条件」への考慮から導き出されたものである。一九〇四年のアメリカ講演「ドイツの農業問題の過去と現在」のつぎの一節は、それを端的に示している。(From Max Weber: *Essays in Sociology*, Routledge & Kegan Paul Ltd., 1952, p.370. 河出書房版『世界大思想全集』社会・宗教・科学編第三卷『ウェーバー』一一二ページ)。

「ドイツもその一員であるヨーロッパの古くからの文明諸国では、国の独立を維持するために強力な軍隊の保持を否応なく迫られるものだが、その結果、世襲君主制がそれらの国々に一番適した政治制度だということになる。わたしのようにどれほど確固とした民主制の支持者であっても、世襲君主制が維持されてきた国で、それを廃止しようとは夢にも考えないだろう。」なぜなら「強力な軍事を擁する国家では、なんといつても軍事的成り上がり者のか、エ、サ、ル、的、支、配、の、危、険、が、つ、き、ま、と、う、の、だ、が、世襲君主制はそれを防ぐ歴史的に実証された——唯一のとは言わぬまでも、なおかつ——最善の形態だからである」(強調は引用者)。

## 二 現代政治の必須の条件としての民主制

ウェーバーは、右の要諦三則以外のすべてのことは、政治の問題を考察するにあたって、従属的二次的なことと考えた。

たとえばかれは、一九一七年七月一六日付ハンス・エーレンベルク宛の手紙には、「国家形態などわたしにとって  
はどちらでもよいこと」であって、自分は「君主が政治家であるか、あるいは政治家に成る見込みがあれば、全く  
同じようにして議会に反対し、君主の側に立って闘うのですが」と述べているし(GPS, 1.Aufl., S.469f.『政治論集』六  
四二ページ)、例の Wertfreiheit 論文では、「国家の権力的利害を究極目標と考える者」なら(ウエーバーがまさにそうで  
ある)、「情況次第で」、ある時には「絶対主義的国家体制」を、ある時には「急進・民主主義的国家体制」を、その  
目標追求のための「より適合的な手段」と見なすだろうが、「手段としての目的遂行装置の評価」のそうした変化を  
もって、かれの『究極の立場の変更』と見なすのは「ばかばかしいの一語につき」る、とまで言い切っている(WL,  
3.Aufl., S.512. 河出書房新社版『世界の大思想』I『ウエーバー 社会科学論集』三三五ページ)。

ウエーバーにとって「国家構造はもっぱら国民が当面している客観的な世界政策および文化政策的課題に合わ  
せて作られる」べきものであった(「ドイツ宰相危機の教訓」一九一七年九月、MWG I/15.S.303.『政治論集』二二九ページ)。  
それゆえ、たとえば「民主主義」を何か、自然的根拠、づけ、け、にも、と、づ、いて、ドイツの国家形態ないし政治形態の中に  
組み込むなどといったことは、ウエーバーにとっては——イェリネクやヒンツェ、マイネッケなどかれの同時代の  
国家学者や国制史家たちにとっても——論外であった。これはかれの「政治的機能主義」の立場の問題として拙稿  
「ウエーバーにおける国家理性の理念」(本誌第一七〇号)および「ウエーバーの国家Ⅱ『アンシュタルト』論と『民  
主主義』イデオロギー批判」(本誌第一七一号)で詳述したとおりである。

にもかかわらず、ウエーバーは若いときから一貫して人が通常いうところの「民主派」(より正確には「国民的」民  
主派)であり(本誌第一七〇号三六ページ)、民主制をもって現代政治の必須の条件と考えていた(同第一七一号五四ペー  
ジ、七二ページ以下)。いま、その理由が問われなくてはならない。

その理由は、たとえば一九一七年二月の「ドイツにおける選挙法と民主主義」でかれの挙げているさまざまな副次的諸要因 (MWG I/15, S.348ff. 『政治論集』二六五ページ以下) を一切度外視していえば、大きくいつてつぎの二つのものに要約される。①「各人の自己責任性の原則」という「近代」社会システムに内在する大前提からする要請。

②国民皆兵といういわゆる総力戦段階における国民各人の「運命の平等」からくる要請。

ウェーバーがしばしば口にするところによれば、政治は「少数の法則」に従うものである(たとえば一九一七年四月の「ロシアの外見的民主主義への移行」、MWG I/15, S.25; 雀部幸隆・小島定訳M・ウェーバー『ロシア革命論I』名古屋大学出版会二五二ページ以下、一九一八年五月の「新秩序ドイツの議会と政府」、*ibid.*, S.59ff. 『政治論集』四四〇ページ)。

「実り豊かな政治は、何といっても頭脳によってなされるものであり、これは他ならぬ民主政治においても例外ではない。」しかし「責任ある政治的決定が下されるにさいして、一、その決定に加わる者の数が少なければ少ないほど、また二、誰がいかなる決定を下したか、その責任の帰属が、当事者各人にとっても、かれらの指導下に立つすべての者にとっても、一義的に明白であればあるほど、冷静明晰な頭脳の活躍の場はそれだけ大きくなるものである。たとえばアメリカの上院が下院にたいして優越的地位に立つ決定的理由は、下院議員よりも「はるかに」少数の上院議員の果たす役割にあるし、イギリス議会の成し遂げた政治的成果のうちの最良のものは、議員各人の明確な責任制の原則が生み出したものである」(*ibid.*, S.59ff. 『政治論集』同上)。

こうして政治は「少数の法則」に従うとはいえ、しかしまた同時にウェーバーによれば、「被支配層全体ではないにせよ、少なくともかれらの間で社会的に重きをなす階層から、ある最小限の内面的同意を獲得することは、およそあらゆる支配の存続するための前提条件である」。そして「今日では、議会がこの最小限の同意を公式に表明する手段である」(*ibid.*, S.472f. 同上三七七ページ)。



その議会に一般庶民もまた平等に代表を送る権利を持つこと(普通平等選挙権の確立)、これが一九世紀末から第一次大戦後の時期にかけて欧米諸国で進行した議会の民主化であり、それを機軸とする政治の民主化であったが、その正当化の根拠——少なくともその核心——は、ウエーバーによれば、上記二つの事柄であった。そこで、この二点について若干の説明を加えることとしよう。

①「各人の自己責任性の原則」

ウエーバーは、一八九七年二月一〇日にマンハイムで「近代資本主義の歴史的地位」と題する講演を行なったが、そこでかれは次のように述べた。

「それでは資本主義の時代は一体なにを成し遂げたか、とわれわれは問わねばならない。たしかに資本主義はこの世に幸福をもたらしたとはいえないが、<sup>\*</sup>しかし、それは西洋の近代的人間を生み出したとは言えるだろう。自然経済に取って代わった貨幣経済は、各人の自己責任性の原則を作り出したのである。だが、この原則に立脚する個人は、権威の敵対者である。云々」(MWG 1/4, 2.Halbb., S.851.「」内は引用者、以下同じ)

\* これは、当面の文脈を離れて言っても、ウエーバーの極めて重要な認識を示すものである。なおこの講演は一八九七年／九八年の冬にマンハイムの商人協会、商工会議所および取引所役員会共催で企画された経済学講義シリーズの一環として行なわれたものである。

この、人々を「権威の敵対者」たらしめる「自己責任性の原則」が——とウエーバーはつづけている——、たとえば労働関係の分野においても、不断の技術革新にとまなう「不安定さわまりない経済的な地殻変動にたいする労働者たちの不安」と相まって、旧来のドイツの農・工企業主による家父長制的な労働力把握の方式を崩壊させ、「現

存の社会秩序にたいする労働者たちの攻撃」を呼び起こす真因なのであって、そうした労働運動の激化は「大砲によってこれを沈黙させるわけにはいかない」のである (epd.: S.82)。[「大砲」とは当時帝国政府の立案したいわゆる「転覆法案」や「懲役法案」を指す)。そこから引き出される結論はただ一つ、労働者たちにたいして「団結権」を保障して「労働関係を自主的に解決する権利」を認めるとともに、かれらに「政治的権力の行使にたいする応分の発言権」を与えることである (epd.: S.724。ただしこの箇所はウェーバーが一八九五年三月二日にフランクフルト・アム・マインで行なった講演「経済の国民的基礎」からの引用である。この時期、かれは同趣旨の講演を随所で行なった)。

こうしたウェーバーの観点は、もちろんその後もかれにおいて一貫して保持される。一九一七年二月の「ドイツにおける選挙法と民主主義」では、かれは、戦後確実に予想されるドイツの経済危機を乗り切るための「経済的労働の最高度の合理化」の必要を強調したあと、だからこそまた「この合理的労働の担い手たち〔つまり労働者層〕に少なくとも最小限の政治的影響力が与えられること」が「絶対的な政治的必要事」であり、いまだに三級選挙法という不平等選挙法の残存する帝国最大の邦たるプロイセンにおいて可及的に速やかに「平等選挙法」を実施して、それを保障するよう力説した (MWG I/15, S.354。『政治論集』二六九ページ。なお、この点については拙稿「ウェーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期におけるかれの戦争目的論を中心に」(椋山女学園大学研究論集第二九号〔社会科学篇〕)の「二 戦後ドイツ再建への展望」を参照されたい)。

## ② 「運命の平等」からする要請

だが、第一次大戦を前後して普通平等選挙権の実現を機軸とする政治の民主化が欧米各国において飛躍的に進化したさいに、それに決定的機縁を与えたものは、なんといつても、多かれ少なかれ各国における国民皆兵制の実施にともなう、最底辺の一般庶民もまた文字どおり「血税」を支払うにいたったという事情である。

「代表なくして課税なし」が被治者の言い分として妥当するとすれば、「納税なくして代表なし」もまた治者の言い分として妥当する。政治体の経営に不可欠な租税への応分の寄与という「義務」を果たさずして、人は代表を通じてのその経営への応分の *Mitbestimmungsrecht*、すなわち政治参加への「権利」を要求することができない。つまり、選挙権という政治にたいする(ささやかな)共同決定権は、自然法的民主主義者たちが言うように、「天賦人權」とともに「天」から降ってくるものではないのである。「天」は「超越者」の前での「魂」の平等を示唆することはあるかも知れないが、この地上の政治的運営の仕方について具体的な指示を与えることは一切ない。これは「超越者」ならびに「生と世界」の意味にたいするウエーバーのスタンスからして当然の事柄であった。その点は、一九〇六年二月の「ロシアにおける市民的民主主義の状態について」におけるカデット党「ロシアの立憲民主党」の普選要求とそれが内包するディレンマとに関するウエーバーの取り扱い方(前掲邦訳M・ウエーバー『ロシア革命論I』八ページ以下、二〇ページ以下、一一九ページ参照)、それから「ドイツにおける選挙法と民主主義」の冒頭ならびに「新秩序ドイツの議会と政府」第五章「議会主義化と民主化」の冒頭で表明された第二帝制発足時におけるビスマルクによる帝国議会レヴェルの——ウエーバーからすれば恐らく時期尚早の、だからまた多分に「デマゴーギッシュ」な意図をもってなされた——普通平等選挙法導入にたいするかれの疑念の表明からして、十分窺えるところである。

が、その点はともかく、「納税なくして代表なし」の準則が妥当する限りにおいて、選挙権、つまり政治体経営への *Mitbestimmungsrecht* が、永く担税能力と多少の政治的判断力とを有する「財産と教養」ある階層に限られていたのは、万やむをえない仕儀であった。ところが、ほぼ第一次大戦を画期とするいわゆる「総力戦段階」に入ってから、国民皆兵制が一般化するにいたり、「無産」の民もまた文字どおり「血税」によって国家に税金を納めるようになった以上、まさに「代表なくして課税なし」であるから、最底辺の庶民もまた国家の運命の決定にあたって応分の

Mitbestimmungsrechtを賦与されずにはすまなくなったのである。まさにこの点を捉えてウェーバーは、以下に見るように、第一次大戦中に、ドイツ帝国において覇権的地位に立つ（Hegemonienstaat）プロイセンにおける普通平等選挙権擁護の論陣を張ったのであった（ドイツにおける選挙法と民主主義）。そしてその論法はまた、現代における政治の民主化を正当化するかれの最大の拠り所ともなるものである。

「だが積極的には、平等選挙法は……現代国家そのものがふたたび作り出したあの一種の運命の平等「つまり戦場における死」と密接に関連している。……過去における政治的権利の不平等は、すべて究極的には「武装自弁の能力があるか否かといった」経済的条件に規定された軍役資格の不平等に起因するものである。こうした不平等は官僚制化された国家と軍隊とは存在しないものである。『国家市民』(Staatsbürger)という現代的概念を生み出した官僚制の支配は誰かれの別なく及び、すべての人々を捉えるが、結局のところその支配に対抗する手段はただ一つ、投票用紙あるのみである。この投票用紙という権力手段によってのみ、人々は、その命令とあれば死に赴かねばならない、かの共同体「国家」の諸々の案件を、共同で決定する権利の最小限を手に行うことができるのである。」(MWG1 115, S.371f. 『政治論集』二八七ページ)

この軍役資格のデーモス(平民)への拡大が当該政治体の「民主化」の決定的要因となるという観点は、一九一九年／二〇年の冬学期にウェーバーがミュンヘン大学で行なった講義の「一般社会経済史要論」の中にも見いだされる。

「民主化の原因はどこでも「つまり西洋古代においても中世においても近代においても」純軍事的性質のものであった。その根本的原因は厳格な部隊編成と規律とに従う歩兵制——古代においては重装歩兵、中世においてはツンプト軍隊——の擡頭にある。だが、その擡頭を決定づけたものは、実戦においては軍紀厳正な整然たる部隊編成の戦闘方

式 (die militärische Disziplin) が一騎討ちを得意とする騎士的戦闘方式 (der Heldenkampf) にまろるといふ事情である。前者の戦闘方式はとりもなおさず民主主義の勝利を意味する。なぜなら、為政者は騎士身分以外の平民大衆を兵役に召集せねばならず、また召集しようとするが、その結果また為政者は平民大衆に武器を与え、したがってまた政治権力をかれらの手に引き渡すこととなったからである。」(M. Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 3. Aufl., Berlin 1958, S.278f. 邦訳 岩波書店版『一般社会経済史要論』下一八八ページ)

ちなみにこの軍役資格のデーモスへの拡大を政治的民主化の決定的要因と見なす見解は、ウェーバーに限らずオットー・ヒンツェなどにも見られるものである (Otto Hintze, *Staatsverfassung und Heeresverfassung* (1906), in *Gesammelte Abhandlungen zur allgemeinen Verfassungsgeschichte*, Bd.1, 3. Aufl., Göttingen 1970, S.74ff.)。

だが人は言うかもしれない。国民皆兵制をもって普選の決定的な正当化事由とするウェーバーの論法では、男子普通平等選挙制を説明することはできても、男女普通平等選挙制を導き出すことはできないのではないかと。そうではない。なぜなら、総力戦段階では、女性もまた銃後においてその担い手と考えられねばならないからである。「この大戦において」女性もまた——その義務を果たすときには、やはり戦争を『遂行している』のであるから、云々。」という「二つの律法のあいだ」(一九一六年二月)に見えるウェーバーの発言は、そのことを示している (MWG I/15, S.97. 『政治論集』一六四ページ)。もちろん、いったん男女普通平等選挙制が確立したあとでは、この政治的民主化の過程はもはや不可逆となる。これは言うまでもないことである。

### 三 国民的民主制

こうしてウエーバーは民主制を現代政治の必須の条件と考えたが、しかし、国益を第一とし、国家の統治可能性を重視するかれにとつて、その民主制は当然「国民的」民主制でなくてはならず、また「政治指導者」の擡頭を可能にし、「政治指導者」による国政の指導・国家統治を可能にする「指導者」民主制でなくてはならなかった。まずかれの「国民的」民主制の立場から見て行こう。

#### ① 社会民主党の「国際主義」批判

ウエーバーの「国民的」民主制の立場は、かれが若い時に行なつたドイツ社会民主党の「国際主義」批判、それからオイゲン・リヒター主導のリベラル左派の「マンチエスター的自由主義」への批判の中に見いだされる。

かれは一八九七年一月九日にザールブリュッケンの手工業連盟で「ドイツの市民的発展と住民運動に有するその意義」と題する講演を行なつたが、そのなかでかれは次のように述べた。

「労働者大衆の広範な層は、ドイツの市民的な発展過程に順応しなくてはならないだろう。ドイツの労働者たちは以下のことを理解し評価することを学ばなくてはならない。すなわち、ドイツの工業がかれらの生活の基礎であること、そして、もしわが国が、いざとなれば、いつでもにおいても、自国の経済的利益を守るために強力な軍事力を効果的に行使することをも敢えて辞さない姿勢を示すことができないなら、ドイツ工業の発展は危殆に瀕すること、これである。社会民主主義の眞の危険はその革命理論にあるわけではない（もしその点に社会民主主義の危険を看る人がいるとするなら、その人はとんでもない誤りを犯していると言われなければならない）。そうではなく、社会民主主義

の真の危険はドイツの権力と勢威とにかかわる一切の問題にたいして異を唱えるその狭量な精神にある。」(MWG I/4.2:Halb., S.816.)

同趣旨の発言は前にも引いた一八九五年三月一二日のフランクフルトにおけるかれの講演「経済の国民的基礎」にも見られる。そしてこの講演ではさらに「自由貿易学派」への批判が加わる。

「諸国民は、何千年にもわたって形成されてきたその特質や文化水準の相違の然らしむるところとして、それぞれ経済的な統一体を形成し、場合によっては工業関税や農業関税を設けて、外国から本国を守ることをよぎなくされている。自由貿易学派や社会民主主義者たちは、不当にも、国民的境界の存在を否定している。だが、かつてドイツがイギリスにたいして工業関税を設けなかったとしたなら、ドイツ工業の今日の隆盛はなかっただろうし、今日、とてつもなく土地の肥沃な国々「南北アメリカおよびロシアの黒土地帯」から流れ込む外国産穀物の洪水にたいする保護措置を講じないでは、ドイツ農業の崩壊は必至だろう。・・・まさにこの点で社会民主主義者たちは国際主義の夢物語にふけて、人種の違い、文明の相違の問題を忘却しているが、これはわが国の国益を害するものである。云々」(Ebd., S.724.)

また、この講演筆記の異文には次のようにある。

「この平和のうちに行なわれる諸民族の「経済」闘争は、いかなる国際仲裁機関によっても調停されることができないだろう。だからまた諸民族間の経済闘争において物を言うのは、帰するところ権力なのである。しかも、その経済関係に一番利害関係を有するはずのドイツの労働者たちは、この危険にたいしてまだ自覚的でない。・・・国民的たることのもつ意義にたいする、また自国の国家権力の有する意義にたいする、ドイツ労働者の側でのこの認識の欠如は、かれらの社会理論「つまり、かれらの代弁者をもって任ずる社会民主党の社会主義理論」よりも、はるかに危険

である。」(Ebd. S.727.)

ウェーバーにとってドイツ社会民主党が究極目標としてかかげる「社会主義」は空語であった。<sup>\*</sup>また同党が建前とする「国際主義」も空語であった。だが、同じ空語でも、ウェーバーにしてみれば、「社会主義」の方はどのみちそんなものは実現不可能な *Uding* と考えられたがゆえに無害なのをたいして、「国際主義」はかれの「国民的」観点と真つ向から対立するがゆえに見過ごしにはできない空語であった。しかもその空語が、応分の政治的発言権を与えられてドイツ国民国家の有力な担い手として成長することの期待される労働者階級の判断を誤らせるとすれば、ドイツの民主主義にとってこれほど由々しいことはない。これがウェーバーをして社会民主党にたいする厳しい批判をなさしめた動機であった。<sup>\*\*</sup>

\* この点については拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』一九九三年、恒星社厚生閣、第四章「ウェーバーの社会主義論」参照

\*\* その批判は、時として以下に見るような辛辣な調子を帯びることさえある。

「ドイツ社会民主党の『正統派』は、大衆を動員してイデオロギー的パレードを行ない、あの世の天国ならぬこの世の天国を説いてまわっている。・・・そうすることによって、またかれらは、現体制の受益者たちにたいして一種の種痘を施してやっているわけである。かれらは黨員大衆の間に党の教義や權威にたいする忠誠心を吹き込んでいる。おかげで黨員大衆は「ローザ・ルクセンブルクら党内最左派の巻き起こした」大衆ストライキ論争の空騒ぎに巻き込まれたり、党の機関誌紙収入で食っている活字の闘士たちのあげる金切り声に喝采を送ったりしているが、だからといって、なにか実際に有意義な活動をしているわけではない。活字の闘士たちの方はといえば、かれらは自分では現体制の不正を厳しく糾弾しているつもりなのだが、体制の側からすれば、そんなものは痛くもかゆくもない、まともに聞くだけ野暮な犬の遠吠えでしかない。だから、



かれらの絶叫は『ヒステリックな鬱憤の発散』でしかなく、経済的にも、政治的にも、かれらがまともに物を考え行動する手間を省いてやる一種の代償行為でしかないわけである。と同時にそれはまた、かれらから真の思考力、行動力を奪い去るものでもある。そうした不毛な活動を続けていて、精神が擦り切れてしまわないはずがない。やがて黨員たちの間で「資本主義の『終末』への希望がすっかり消え失せ、かれらに出来ることといえば、いつになってもポケットの中で空しく拳を握りしめるとか、天に向かって歯がみするしかないといった時代がやってくるなら、その時には、もはやドイツ社会民主党には精神的活力の一かけらも残されていないだろう。」(「ロシアにおける市民的民主主義の状態について」一九〇六年二月、MWGI/10.S.272; 前掲邦訳『ロシア革命論』一三七ページ)

## ② 教条主義的リベラル左派批判

ところで、フランクフルトの講演で「社会民主主義者」と並べて批判されている「自由貿易学派」とは、当時の文脈からすれば、オイゲン・リヒターを中心としたリベラル左派のグループを指すものと思われる。ドイツのリベラル左派は離合集散を繰り返し、またその過程でその政治的主張にも様々な色合いのものが混入してくるが、オイゲン・リヒターを指導者とするドイツ進歩党 (die Deutsche Fortschrittspartei 一八六一—一八八四年、ただしリヒターが党首となるのは一八七四年以降)、ドイツ自由思想家党 (die Deutschfreisinnige Partei 一八八四—一八九三年)、自由思想家人民党 (die Freisinnige Volkspartei 一八九三—一九一〇年、ただしリヒターが同党党首の座に就いていたのは一九〇六年まで、かれは同年死去する)の系譜は、ドイツのリベラル左派の一つの有力なグループを形成し、一種の議会絶対主義の立場に立つとともに、自由競争・自由契約の原則を金科玉条として、内政面では労働立法をも含む一切の社会立法に反対し、対外的には一切の保護貿易・保護関税政策に反対して「マンチェスター的自由主義」に固執した (E.R. Huber, DVIG4, S.75ff)。つまりウェーバー的観点からすれば、このグループは、社会民主党とはまた違った意味で、およそ政治の

要諦を心得ない、観念的で硬直した教条主義者だったのである。注意して読むと、ウェーバーはその政治評論の随所でこのタイプのリベラル左派を批判している。

\* こうした批判ないし批判的な志向はつとにかれの修業時代から認められるものである。たとえば一八八八年四月三〇日付ヘルマン・バウムガルテンへの手紙、Max Weber, *Jugendbriefe*, Tübingen, S.299. 邦訳勁草書房版M・ウェーバー『青年時代の手紙』下三五〇ページ、一八九一年一月三日付の同人宛の手紙、*ibid.*, S.329. 邦訳同上三八五ページ以下を参照。

その点はウェーバーが一八九七年／九八年の冬にマンハイムで行なった講演「近代資本主義の歴史的地位」(本稿二に紹介済み)にも見られる。その講演を筆記した「マンハイム市ならびにその近郊の総合新聞」(*Der General-Anzeiger der Stadt Mannheim und Umgebung*)の記者は、講演筆記を終えるにあたって次のように記した。

「講義を終えるにあたって、講師「つまりウェーバー」はいま一度事態の進行に関するかれの個人的見解を簡単に述べ、将来にたいする以下のような希望を表明した。ドイツの市民層の発展がぜひとも北ドイツのユンカー層の支配を終らせると同時に、南ドイツの俗物的なプチュブル層の支配に道を聞くことのないような形で進行して欲しいものだ。ただ、とかれは言うのだが、この二つのどちらかを我慢せねばならないとすれば、自分はまだしもユンカーの支配を選ぶ。最後に講師は次の言葉で全講義を締めくくった。祖国ドイツの将来は力強く健全なドイツ市民層の発展にかかっている、と。」(MWG 1/42 Halbb., S.852. 強調は引用者)

「南ドイツの俗物的なプチュブル層」とはオイゲン・リヒター流のリベラル左派のことである。かれらの支配とユンカーの支配とのいずれかを「我慢しなければならない」とすれば、「自分はまだしもユンカーの支配を選ぶ」とウェーバーは言う。<sup>\*</sup>なぜか。それは、かれの見るところ、ユンカーが今日斜陽の階級と成り果て、「現代の課題もまたかれらに解けるようなものでなくなった」とはいえ、かつて「その政治的本能は、国家の権力利害のために用立てられ

た最重要の資本の一つだった」からであり(『国民国家と経済政策』 MWG I/4, 2. Halb, S.567. 『政治論集』五六ページ以下)、さらに、ユンカーもまたその下支えをした「真の『プロイセン精神』は、ドイツ国民性の最も美しい開花の一つ」だからである(『ドイツにおける選挙法と民主主義』 MWG I/5, S.386. 『政治論集』三〇一ページ)。ここには「国民の永続的な経済的政治的利益」の追求を最優先して考え、国家の Regierbarkeit を重視し、ドイツの置かれた歴史的・政治的諸条件を冷静に考量するウエーバーの視点が如実に現われている。その視点は第一次大戦末期の「新秩序ドイツの議会と政府」の「序文」にもはっきり表明されている。「民主制や議会制にもまして重要なのは、いうまでもなく国民の生活利益である」と(eds. S.435. 邦訳同上三三七ページ)<sup>\*\*</sup>。つまりウエーバーは世間によくある「頭でっかちの」リベラル左派ではなかったのである。

\* このウエーバーの言い方は、『職業としての政治』の次の一節を想起させるものである。「さてドイツではいま大きな崩壊——世間ではそれをふつう革命と呼んでいる——の結果、おそらく一つの転換が進行中である。……まず新しい政党装置の萌芽が現われた。その第一はアマチュアの装置である。とくに多いのは色んな大学の学生たちによって代表される場合であって、かれらは自分たちで指導者資質があると見込んだ人に向かって『必要な仕事はわれわれが手伝います。どうか仕事をやり遂げてください』と申し出る。第二はプロの装置で、指導者資質を認めた人のところへやってきて、一票いくらで運動を引き受けようと申し出る場合である。——もし諸君から、純粹に技術的・政治的観点から見て、この二つの装置のうちどちらが頼りになると思うか、率直に伺いたいと言われたなら、わたしは答えるだろう。わたしなら後者を選ぶ、と。」(MWG I/17, S.222f. 『政治論集』五九三ページ以下。強調は引用者)

\*\* 右の序文の一節は、それとの関連で、ウエーバーの物の考え方の特徴を短い章句の中に良く言い表すものであるから、やはり念のため完全な形でそれを引用しておくとしよう。

「本当に使いものになる議会制の新秩序がドイツに生まれるかどうか」「強調はウェーバー」、これはまだ何とも言えない事柄である。その成立は右翼がそれを妨害するかも知れないし、左翼の取り逃すところとなるかも知れない。このあとのほう、可能性も、われわれは考慮しておかなければならないのである、「強調は引用者」。ただし民主制や議会制にもまして重要なのは、なんととっても国民の生活利害（die Lebensinteressen der Nation）だからである。」（MWG I/15, S.435, 同上三三六ページ以下）

かれは、周知のように第一次大戦中の講演「ヨーロッパ列強の間のドイツ」の冒頭で、自分はいつも政治を「国民的観点」から見てきたと切出したあと、その観点にしたがって自分は支持政党をも決めた、父と連れだつて初めて投票に出かけたとき（W・モムゼンはその時点を一八九〇年と推測している）、父は「自由主義政党」に入れたが自分は「保守党」に入れた、そして「全ドイツ連盟」にも入会したと回想しているが（*ibid.*, S.161, 邦訳同上二七七ページ）、このかれの最初の政治的行動様式を規定したのも、かれの主観に即していえば、「どちらかを我慢せねばならぬとすれば、自分はまだしもユンカーの支配を選ぶ」という右の観点であつたのだろう。しかし、ユンカーがドイツの国民的利益を犠牲にして自己の階級的利益を露骨に追求していると見えた時、また「全ドイツ連盟」も結局は大土地所有の利害を代弁するにすぎないと判断された時、ウェーバーは積極的な保守派批判に転じ、また一八九九年には最終的に「全ドイツ連盟」からも脱会したのであつた（一八九九年四月三日付ウェーバーの手紙）。だからといってかれは、さきにも見たように、その後も左翼や左派に気を許していたわけではない。かれの政治的見解は、「新秩序ドイツの議会と政府」でかれ自身明言しているように、「左翼政党をも含むいかなる政党の見解とも一致しない」のである（*ibid.*, S.435f, 同上三三七ページ）。

\* Vgl. auch W. Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. 18f. 邦訳未来社版 W・J・モム

ゼン『マックス・ウェーバーとドイツ政治 1890—1920』I四四ページ以下。ただしモムゼンと筆者とは事実認識はほぼ同様だが、その「評価」の視点は全く逆である。モムゼンはウェーバーのリベラル左派ないしリベラル論難をなしているのだが、筆者はむしろそれをウェーバーの観点からして当然と見なしているのである。

\* \* Marianne Weber, Max Weber: Ein Lebensbild, 3. Aufl., Tübingen 1984, S.237f. 邦訳みずす書房版マリアンネ夫人著『マックス・ウェーバー』一七九ページ以下。なおマリアンネはその手紙の宛名を記していない。

### ③「市民的自由の国民的民主制」をめざして

こうしてウェーバーは、一八九六年一月二三日、フリートリヒ・ナウマンの「国民社会連盟」の結成に——一定の批判を留保しながらも（その批判の視点はいずれもかの「政治の要諦三則」にかかわるものである）——賛同し、以下のように述べて「国民的民主制」の旗じるしを鮮明にしたのであった。

「新党は市民的自由の国民的政党でなければならぬ。これこそわが国にない政党である。わが国にないのは国民的民主制である。わが国には、この党に投票したなら、わが国の国民的経済的な権力利益は安泰だと考えることができ、この投票をつうじてドイツの指導をその手に委ねることのできるような、そうした民主政党が存在しないのである。」(MWG I/4, 2.Halbb., S.621. 『政治論集』六六ページ)。

なお、繰り返すようであるけれども、ウェーバーが「国民の権力利益」といった今日の戦後民主派の感覚からすればアグレッシヴに聞こえる表現を用いているからといって、かれを「帝国主義者」とか「自由帝国主義者」(どちらでも同じである)などと考えるはならない。その点は前掲拙稿「ウェーバーのドイツ対外政治論」二編で第一次大戦中および敗戦後のかれの対外政策論の検討をつうじて筆者が具体的に明らかにしたとおりである。またかれ自身、「国民的」と「帝国主義的」および国民「主義的」とを峻別して、自分がナツイオナールな観点の持ち主ではあつて

も、インペリアリスティツシュでないことはもとより、ナツイオナリスティツシュでもないことをも示唆していたことは、やはり拙稿「ウエーバーにおける国家理性の理念」(本誌一七〇号)の二で指摘しておいた。いま、その点に關するかれの言説を若干補つておくと、敗戦直後の一九一八年二月にヴァイスバーデンで行なわれた講演「新しいドイツ」の中の次の発言が注目される。「わが国の政治はナシヨナリズムに反対するもの(antinationalistisch)でなくてはならないが、反国民的なもの(antinational)であつてはならぬ。」(MWG I/16, S.390.)

#### 四 大衆民主主義の問題情況

ウエーバーの時代はすでに「大衆民主主義」の時代であつた。

##### ① 大衆民主主義の情動的 성격

ウエーバーは「大衆民主主義のもつ国政上の危険」を「なによりも先ず政治において情緒的要素が強大な力をもつにいたる可能性」の中に見ていた(「新秩序ドイツの議会と政府」MWG I/S.549.『政治論集』四四〇ページ)。

かれによれば「大衆」は「せいぜい明後日までのことしか考えない」。「あらゆる経験が教えるように」、「大衆はつねに目前の純粹に情緒的で非合理的な影響力に身をさらしているからである」(*op. cit.*『政治論集』同上)。

だからといってウエーバーは「大衆」をなじり「大衆」に罵詈雑言を浴びせようというわけではもちろんない。そればかりか、かれは若い時から一貫してそんなことは「不公正」で「アンフェア」なこと(ungerecht)と考えていた。なぜなら、通常の場合、また平均的にいって、「日々の困窮とたたかっている大衆」に、「特殊に政治的な利害得失

にかかわる事柄」、豊富で多面的なインフォメーションをもち、高度な判断力と数々の修羅場をくぐりぬけた経験とを有する者(たち)にして初めて、しかも多くの場合辛うじて、処理できる特殊に政治的な問題——「政治とは情熱をこめ判断力を駆使して堅い板に力を込めて辛抱よく穴をくり抜く作業である」という『職業としての政治』末尾の言葉を想起されたい——にたいする適切な対応を期待するのは、もともと無理なことだからである。だからこそ、とウェーバーは強調するのだが、政治指導者たるものの「特有の任務」はこの特殊に政治的な事柄にたいするすぐれた「センスの担い手」となることである。「かれらを政治的に正当化する根拠はこれ以外にはない」(「国民国家と経済政策」 MWG I/4.2, Habh., S.556. 『政治論集』五五ページ以下)。

\* また、「悲壮な口調」で自分を「余計な有象無象」(die Vielwiihlen) (いうまでもなくニーチェの『ツアラトウストラ』第一部「新しい偶像」からの引用)と「貴族主義的に」対置する「ニーチェ起源の様々な預言」を批判した「ドイツにおける選挙法と民主主義」におけるウェーバーの発言も、この関連で重要である。なお、「永遠回帰」と「超人」の思想を中心とするニーチェの考え方の基本線については拙著『知と意味の位相——ウェーバー思想世界への序論』(恒星社厚生閣、一九九三年)の第三章「カントからニーチェへ」に、ニーチェにたいするウェーバーの全体として批判的なスタンスについては同書第六章「ウェーバーとニーチェ」に、筆者の見解を明らかにしておいた。

要するに、平たい言葉でいえば、大抵の場合、餅は餅屋にまかせるのが一番良い、素人が寄つてたかつて餅をこねだせば、ろくな餅はできない、ということである(ウェーバーがしばしば口にする「政治は Interessenten betrieb である」)物的精神的にすぐれてそれに利害関係を有し関心をいだく者、しかもそのインタレストの実現に必要な修練を積んだ者の業務である、というのはそのことを指すのだろう。MWG I/5, S.547. 『政治論集』四三七ページ。WuG, 5. Aufl., S.169. 『支配の諸類型』一八三ページ)。もちろん、政治の業務は単なる餅屋その他通常の特種なプロの業務ではなく全体の運命、つまり「公

共の善」にかかわることであるから、どんな餅が搗かれるか、素人みんなが常に監視する必要があるが、その口出しの仕方にはちゃんとしたルールがある、適当な仲介機関を介した適切な手続 (Ordnung)、限度を心得た応分の手出しの仕方 (Mißbilligungsrecht) というものがある (つまり近代では議会制システム)、それを無責任な囃子手デマゴーグに煽られて (あるいは主観的には「善意な」アマチュア政治家でもいい——この「善意」というのが困りもので、自分ならむしろ「一票いくら」で集票を引き受けるプロを選ぶとさえウェーバーは言った)、街頭デモの形態をとろうと人民投票の形態をとろうと、日々の世過ぎをするだけでも大変な一般庶民が——かれらは日常生活においては大抵はまともな常識を備えているのだが——、年がら年中、あたかも総発情状態にあるかのようになり、政治という飛び切りむずかしい餅のこね方、餅の搗き方にワイワイガヤガヤ口出しすれば、ろくな餅が出来上がらない、それどころか、毒の混じったとんでもない餅がこねあがる危険がある。もちろん餅屋も懸命だ、なぜなら「権力」には「責任」がともなうからである。これがウェーバーの言いたいことであつた。

② 「潜水艦デマゴーグ」の経験

ウェーバーの体験した「大衆の情緒性」に訴えかける煽動政治は、まず第一次大戦中の全ドイツ連盟をはじめとする右翼諸勢力の「勝利の講和」キャンペーン、それから退役提督テイルピッツが提唱し、ルーデンドルフをキーマンとする最高統帥部が影で糸を引いた無制限潜水艦煽動であつた。とりわけ後者についてウェーバーは、それを「潜水艦ヒステリー」とか「全く気違いじみた恥ずべき潜水艦騒動」と呼び (Marianne Weber, Lebensbild, 3. Aufl. Tübingen 1984, S. 587. みすず書房版邦訳四三三ページ)、GPS, 1. Aufl., S. 464. 『政治論集』六三六ページ)、「神はその滅ぼさんと欲する者先ず狂わす」(GPS, 1. Aufl., S. 460. 『政治論集』六三三ページ)、「<sup>その</sup>」の時期になって初めてわたしは祖国の将来に関して本気で不安を抱くようになった」(MWG I/15, S. 122. 同上二七三ページ)と記している。その判断には、当時の帝国



議会多数派(保守党、国民自由党、中央党)が中央党のマティアス・エルツベルガーのイニシアティブにより、「帝国宰相は無制限潜水艦作戦の実施をめぐる決断に関して・・・原則として最高統帥部の決意に準拠すべき」旨の決議を行ない(一九一六年一月一七日)、対西側講和の余地を残しておくために潜水艦作戦には消極的な帝国宰相ベートマン・ホルヴェークを窮地に追い込んだ事実もかわつていよう(Vgl. Fritz Fischer, *Griff nach der Weltmacht*, Düsseldorf 1967, S. 247; 岩波書店版フリッツ・フィッシャー『世界強国への道』I三六四ページ。また拙稿「第一次大戦とウエーバー」三、本誌第一七号参照)。この議会多数派の行動は、のちに一九一七年七月、全く正反対の方向での決議(いわゆる「平和決議」)を行なった帝国議会多数派(今回は社会民主党、中央党、進歩人民党、国民自由党左派)\*のそれとともに、ウエーバーのいう「指導者なき議会主義」の典型であった(“führerloser Parlamentarismus”, *WuG*, 5. Aufl., S. 162; 世良訳『支配の諸類型』一五八ページ)。

\* やはり中央党のマティアス・エルツベルガーがその音頭取りをした。そしてこの議会多数派は結果的には元来かれらが盛り立てるべき宰相ベートマン・ホルヴェークを、ルーデンドルフらと一緒にたてて罷免に追い込んだ。拙稿「第一次大戦とウエーバー」四、本誌第一一八号四〇五ページ以下参照。

要するに、政治において「議会」があれば結構、というわけのものではもちろんないのである。まず、その議会が然るべき権限をそなえた、だからまた責任のある議会でなくてはならない(第二帝制期のドイツ帝国議会はウエーバーからすればそうではなかった)。だが、機構上立派な権限をそなえた、したがってまた形式的には国政上の責任を立派に負いうる議会が存在したとしても、それが真の政治指導者のいない議会、だからまた国政担当能力のある多数派形成能力を有しない議会であつては(ワイマル共和国の議会はそうであつた)、何の意味もない。ウエーバーは「指導者

なき民主主義」とともに「指導者なき議会主義」を批判したが、この「指導者なき議会主義」批判をもって、かれはイデオロギー先行のリベラル左派や社会民主主義派にはありがちな議会の神格化ないしは「議会絶対主義」(Parlamentsabsolutismus. E.R.Huber, DVfG6, S.44ff; Derselbe, DVfG7, S.742.)を批判する視点をも提示しているのである。これはまた別に論ずべき事柄である。

ところでウェーバーは、全ドイツ主義者たちが先兵となって展開された「勝利の講和」キャンペーンや「潜水艦デマゴギー」の中で、「大衆民主主義のもつ国政上の危険」にたいして肌を泡を生ずるものを感じたようである。一九一六年三月五日にかれは妻に書き送っている。「わたしには精神錯乱者の一群がわれわれを支配しているような感じがする。・・・こうした煽動者連中の誰かを事を分けて説得しようとする、間違いじみた憤激を買うが、これには何か不気味なところがあるほどだ、云々。」(Marianne Weber.a.O., S.572. 同上邦訳四二〇ページ)それもそのはずである。第一次大戦中の「全ドイツ連盟」の活動は、後年からすればまだまだまだ生易しいものがあつたとはいえ、その一種の生存圏構想といひ(反ユダヤ主義も欠けてはいない)、極端に無遠慮で厚顔無恥かつ攻撃的な煽動形式といひ、ナチスのアジテーションを先取りするものがあつたからである(Gerhard Ritter, Das deutsche Problem, München 1966, S.171. 拙稿「ウェーバーのドイツ対外政治論——第一次大戦期におけるかれの講和綱領を中心に」椋山女学園大学人間関係学部十周年記念論文集『人間の探究』、一九九八年三月、二二九ページ)。実際ヒトラーは、この一八九一年に創立され、一八九四年以降その名を名乗るようになった「全ドイツ連盟」の諸種の機関誌紙(オーストリア支部のそれを含めて)をリントツ時代から読んでいたはずだといわれる(ハラルト・シュテファン「ヒトラーという男——史上最大のデマゴグ」滝田毅訳、講談社、一九九八年、六一ページ以下)。

③「情報公開」への限定的態度

第一次大戦中に右翼の始めた見境いのない「勝利の講和」キャンペーンは、一九一七年春のロシアの二月革命の影響もあって左翼の対抗運動を呼び起こし、ドイツ帝国の「城内平和」はもろくも崩壊した。その中で、政治的経験の蓄積の乏しい——というよりも、国益第一、国家の *Regierbarkeit* 第一をモットーとしないというべきだろう——民主派にはありがちなことだが、無限定な「情報の公開」が要求され、「秘密外交」が論難された。とりわけ一九一七年末から翌年初めにかけてのロシアのポリシェヴィキ政権との単独講和交渉にさいしては、ロシア側の全権代表トロツキーの「世界革命」戦略にもとづく全面公開外交<sup>II</sup>外交秘密の一切暴露の戦術がドイツの左翼や民主派にも影響を及ぼし、後者の間から「外交の公開要求」が生まれた。

ウェーバーはそれについて批判的であった。その要求は「公開を一般化して捉える点で間違っている。公開は「練りに練った最終的な態度決定」に関しては必要な措置であるけれども、国益をかけてぶつかり合う国家と国家とが存在する限り、「係争中の事柄」に関しては「正しい見解」とはいえない。両当事者が互いにしのぎを削って交渉している最中に「公開」がなされ、それによってせいぜい「明後日までのことしか考えない」——そして「自分のとつた態度を簡単に忘れてしまう」とウェーバーは別の関連で注記している——一般大衆の不毛な情熱が煽り立てられるなら、「係争中の問題の検討には是非とも必要な判断の即物性 (*Sachlichkeit*) と<sup>とら</sup>因われのなや (*Unparteilichheit*) と」が「著しくかき乱され」、かえって「平和は危殆に瀕し、妨げられる」結果となる。だから「情報公開」も事によりけりだし、それにはおのずと限度があり、またそれを可能とするタイミングがある。ウェーバーはこう考えたのであった。この「情報公開」や「行政公開」の限定性や慎重な取り扱いの必要に関する命題は、国家の「軍事技術上の機密事項」や他国の工業と熾烈な経済競争を展開している自国工業の——国家によって保護されるべき——「技

術的経営上の秘密事項」などにも当てはまる（「新秩序ドイツの議会と政府」 MWG I/15, S. 495ff. 『政治論集』三九二ページ以下）。

\* 「ドイツにおける選挙法と民主主義」 MWG I/15, S. 380. 『政治論集』二九五ページ。この大衆の健忘症はヒトラーもまた注目したところである。だから難しいことを大衆に言ったって駄目なんだ、単純明解なスローガンを繰り返し繰り返し繰り返しかれらの脳裡に叩き込まなくてはならないのだ、とかれは言うのである。ハラルト・シュテファン、前掲書一一四ページ。

#### ④ 「街頭の民主主義」 批判

第一次大戦末期から帝制の崩壊、ワイマル共和国の成立の時期は、ウェーバーのいう「街頭の民主主義」が急速に擡頭した時期であった。当然かれはその問題にも鋭い考察をめぐらした。「新秩序ドイツの議会と政府」においてかれは述べている。

「・・・国政上、まったく非合理的なのは無組織の『大衆』、すなわち街頭の民主主義である。」（MWG I/15, S. 550. 『政治論集』四四〇ページ）

むしろデマゴグによって煽動される「街頭の民主主義」は、国家がもはや大衆を完全に「受動的な行政の対象」として扱うことができなくなり——すでに見たように、国家による一般兵役義務の実施はその決定的契機となる——、「大衆が大衆の立場から、その形態はともかく、政治において重要な役割を積極的に演ずるようになる」とともに、どの国でも擡頭するものである（*ibid.*: S. 537. 同上四二八ページ以下）。しかし「それは、議会がまったく無力であるかもしくは政治的に信用をなくしてしまった国々、しかもとりわけ合理的に組織された政党のないところで、猖獗を極める」（*ibid.*: S. 550. 『政治論集』四四〇ページ）。

だとすれば、当時政府と議会との権威がまだしも相対的に高かったイギリスでは「街頭民主主義」の危険は相対的に低く、「議会がまったく無力」であったロシア、それから、ロシアのように「議会がまったくの無力」ではないにせよ、憲法上政府形成能力と政府監督能力とを欠くがゆえに、ウエーバーからすればやはり議会がそれにふさわしい権限と責任とを有していない帝制ドイツでは、「街頭民主主義」の危険は極めて高いと言われなければならない。事実ロシアはその通りであり、ドイツもまた——まだこの時期には帝制は崩壊していない——そうなりかかっている。

ただ当時のウエーバーの見るところでは、ドイツには、社会民主党にせよ中央党にせよ、大衆に影響力をもつ、それなりに強大な、「合理的に組織された政党」が存在しており、その存在と、やはり鞏固な組織を誇る労働組合とが、「わが国にはロマン系諸民族の喫茶店文化がなく、また国民気質がそれら諸民族のそれよりもはるかに落ち着いている」という事情と相まって、「なにかといえは国民投票で決着をつけたがるロマン系諸民族に典型的に見られる流儀で非合理的な街頭の支配」を、ともかくにも抑えているのである(以下、同上四四〇ページ以下)。

敗戦と帝制の崩壊とをまだ予想していないウエーバーは——いま引用を行なっている「新秩序ドイツの議会と政府」の刊行は一九一八年五月である——このように述べる事ができたが、それでもかれは、戦争終結後に確実に予想されるドイツの経済再建の困難との関連で、ドイツでも「街頭民主主義」が猖獗を極める可能性のあることを、そしてそれがまた逆方向の——だが、やはり恐らく「街頭の支配」の形態をとった——魑魅魍魎を呼び込む可能性のあることを、大いに懸念していた。後世のわれわれからすれば、その懸念のほうが注目に値する。

「戦後の困難な最初の数年間は、当然わが国においても、あらゆる方面で問題化する大衆規律の由々しい弛緩を経験することだろう。とりわけ諸種の労働組合が未曾有の困難をかかえ込むことは目に見えている。というのも、い

ま戦地に出征して平時の十倍もの給与を受け取り、二度と無いその場限りの自由を謳歌している青二才どもは、おかげで、統制のとれた経済闘争で仲間と団結することなど鼻であしらうようになり、そうした秩序ある運動に溶け込むこともできなければ、そこでなにがしかの役にたつこともできなくなるだろうからである。こうした若者たちが平時のまっとうな世の秩序という現実と向き合わざるをえなくなったとき、『未熟者のサンデイカリズム』が燃え上がることだろう。われわれは、きつとこの手の純然たる情緒的な『急進主義』をいやというほど体験するだろう。(A.O. 同上四四一ページ)

戦後のドイツはまさにこのウエーバーの懸念どおりとなった。しかも戦後のドイツが経験したものは、ここに示唆されているような左翼の「情緒的『急進主義』」だけではない。極左がその一揆にこれらの「青二才ども」をリクルートしたとすれば、それに対抗する極右もその武闘集団にかれらをリクルートしたのである。

敗戦と帝制の崩壊、ウエーバーのいう「革命という栄誉<sup>は</sup>ある名に値しない血なまぐさいカーニヴァル」(Marianne Weber, *Lebensbild*, a.a.O., S. 642. 邦訳みず書房版前掲四七一ページ)、「ヴェルサイユのくびき」と途方もないインフレーション、そして駄目押しとしての一九二九年世界大恐慌。それにともなって既存の価値の転倒と精神的荒廃、文化的アナキー情況が進行する(ニーチェの「一切の価値の転倒」などノーテンキな話である)。その中で、ウエーバーのいう「青二才」ならずとも、正業に就くことができないうか、その気のない「塹壕体験」の持ち主たちは、「赤色戦線」やナチス「突撃隊」、「鉄兜団」などの左右の一揆集団や武闘集団に流れ込む。とりわけ極右系の準軍事組織は、ヴェルサイユ条約によって兵力一〇万に抑えられたワイマル共和国正規軍の内外の敵にたいする防衛力の非力を補うものとして編成された「義勇軍」や「闇の国防軍」としばしばインフォーマルにオーヴァラップし、そしてそのことによってその維持発展の正当化事由を見いだす。共和国末期には「赤色戦線」も十数万に達するが、文字どおり軍

事組織としての実質をそなえたナチスの「突撃隊」は数十万に膨れ上がり、大統領内閣と国防軍とによる制御のはなはだ困難な怪物と成りおこせた(拙稿「ウエーバーにおける国家理性の理念」本誌第一七〇号二六ページ以下参照)。

\* ワイマル期に右翼的なりテラートンによってなされた「整壕体験」の讚美は——ウエーバー自身は多分「勇敢な兵士」のタイプに属するとはいえ——、ウエーバーの観点からすれば、もつてのほかのことであった。

これはまさにウエーバーの予測を超えた——いや誰の予測をも超えた——左右「急進主義」の跳梁跋扈であった。それはもはや「街頭の民主主義」などという生易しいものでなく、文字どおり内戦状態をはらむ、そして部分的には実際に内戦状態を呈した(たとえば一九三二年七月一七日のハンブルク市アルトナでナチスと共産党とが衝突した「血の日曜日事件」を見よ)、非正規の武闘集団による「街頭支配」であり、ウエーバーのいう近現代国家の最重要な徴表たる「物理的暴力行使の国家独占」の半崩壊状態であった。この異常な事態は、今日世界各地に頻発する地域紛争、そこでのゲリラ集団間の悲惨な武力抗争の報道に日々接しているわれわれにはありありと思ひ浮かべることができ、それが当時ヨーロッパのど真ん中に出現したのであるから、その異常性は際立つはずのものであった。あるいは少なくとも今日の時点からは際立つはずのものとして捉えられなければならない。

にもかかわらず——すでに前掲拙稿でも指摘したように——ワイマル共和国のこの異常事態をそれとして明確に指摘するドイツ現代史家がドイツでも極めて少なく、わが国にいたっては皆無であるのは、一体どうしたわけか。思うに、それはワイマル共和国史を扱う史家たちに「街頭の民主主義」とその双生児たる直接民主主義にたいする厳然たる批判の視点が欠落しているか、少なくとも稀薄だからなのだろう。だが、ウエーバーの「街頭民主主義」批判の視点と国家Ⅱアンシユタルト論の視点とを以てすれば、その異様性は透けて見えるはずである。

ともあれ、ウエーバーには戦後ドイツに左翼急進主義の擡頭を読み取る視点と同時に、右翼急進主義の不気味な到来を予測する視点も当然のことながら存在していた。先引の「新秩序ドイツの議会と政府」の文章のすぐあとで、かれは戦後ドイツでは「経済危機の結果」、「リープクネヒト一派の政治潮流が一時強く擡頭」し「サンディカリズムの暴動」が企てられるだろうが、そうした「無計画な集団発狂状態」が例によって「有産者層の恐怖心」を呼び起し、また左翼のそれに劣らぬ「情緒的で無計画な市民層の怯懦」(die ebenso emotionale und ebenso planlose Feigheit des Bürgertums)を惹き起す可能性のあることに言及しているからである(MWG I/5, S.550f.『政治論集』四四一ページ)。

敗戦後、しかも「レーテ革命」さなかの『職業としての政治』になると、後者の予測はさらに不気味な響きを帯びて立ち現われる。

「さて、ここにお集まりの諸君、一〇年後にもう一度この点について話し合うこととしよう。遺憾ながら、わたしはありとあらゆる理由から悪い予感がしてならないのだが、その時には反動の時代(die Zeit der Reaktion)がつとに始まっていて、諸君のうちの多くの人が——正直に言ってもその一人だけでも——期待していたことの先ずほとんどは……実現されてはいないだろう。——これは大いにありそうなことで、そのことを知ってわたしはくじけはしない、(mich nicht zerschlagen)だろうが、それでもむろんわたしの心は重くなる、(eine innerliche Belastung)。——その時、諸君のうち、今日、われこそは真正正銘の『信念の政治家』(Gesinnungspolitiker)と思いなし、現在の革命という陶醉に加わっている人たちが、内的な意味で『どうなっているか』、わたしは知りたいものである。」(MWG I/7, S.250.『政治論集』六一一ページ。強調は引用者)

もちろん、この講演が行なわれてから実際十数年後に始まった「反動の時代」は、おそらくウエーバーの想像を——いや、いかなる人の想像をも——絶したものがあつたはずである。そして、それにともない、たしかにかれ



は結局「くじけはしな」かっただろうが、かれの心は「重くなる」などといった生易しいことでは済まなかったにちがいない。

それでもウエーバーがワイマル共和国成立前後の混乱の中で戦後ドイツにおける左右の情緒的で非合理的な「急進主義」、「街頭支配」の擡頭を明確に予測していたことは確かである。そしてかれは、それをもたらす主たる要因が一国の政治において「議会がまったく無力」であるか、もしくは「議会が政治的信用を失墜している」かにあると考えていた。いままでは後者の要因にはわざと触れなかったのだが、ワイマル共和国、とりわけその末期に、左右の「急進主義」、暴力的な「街頭支配」が手に負えなくなったのは、対外的要因や深刻な経済危機の問題を別に言えば、まさに共和国議会が、それとともに共和国そのものが、「政治的信用」を失墜し、国民のあいだで政治的正統性を喪失したからである。「本当に使いものになる議会制的新秩序」は、遺憾ながらウエーバーの危惧したところなり(本稿三の③を参照)、ワイマル・ドイツにおいて「右翼」が妨害し、「左翼」(と中道派)が「取り逃がす」ところとなつたのである(この問題については、いずれまた立ち返るはずである)。

まことにウエーバーの言うように、政治的に無力であるか政治的に信用を失墜した議会は、国政レヴェルにおいても地方政治レヴェルにおいても、「街頭の民主主義」や「人民投票的」民主主義、つまり、古来政治において不安定要因の一つとされてきた急進民主主義ないし直接民主主義の常態化を招来するのである。